

仕 様 書

(総 則)

委託者及び受託者は、この仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

(目 的)

本仕様書は、飲料水供給施設維持管理業務委託に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するためのものである。

(業務場所)

本業務は、下記飲料水供給施設の維持管理、採水を行う業務とする。

- ・ 入谷地区飲料水供給施設 明日香村大字入谷 540-2 他
 - ・ 尾曾(上)地区特設水道施設 明日香村大字尾曾 232-3 他
 - ・ 上・尾曾(下)地区地区飲料水供給施設 明日香村大字上 94-3
- ※上・尾曾(下)地区は採水のみ。

(業務内容)

(1) 維持管理業務

施設毎の点検報告書(様式6)を参照

(2) 採水業務

水道法第20条第1項に準じ定期の水質検査を行うため、検査に供する水の採取、及び検査機関への搬入(詳細は採水業務についてを参照)

(法令の遵守)

業務の履行にあたり、水道法の他、労働関連法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

(提出書類)

(1) 契約締結後、着手前までに提出

- ・ 着手届(様式2)
- ・ 業務計画書(様式3)
- ・ 計画工程表(様式4)
- ・ 業務従事者一覧表(任意様式)
- ・ 健康診断書(水道法第21条)の写し
- ・ 緊急時連絡体制表(任意様式)

(2) 定期報告書類

- ・点検報告書（様式 5,6）

(3) 業務完了後に提出

- ・完了届（様式 7）
- ・年間実績表
- ・その他監督員の指示する書類

(業務実施内容)

受託者は業務にあたり、次の事項を踏まえ実施しなければならない。

(1) 業務計画書

正副 2 部

計画工程表、業務従事者一覧表、健康診断書、緊急時連絡体制表添付

(2) 計画工程表

工程表を参考として記入していますので、業務着手前までに監督員に提出を行い、確認を得たうえで着手すること。（月単位で記入）

委託期間中、計画変更を行う場合も同様とする。

(3) 業務従事者一覧表

委託業務に係る全ての従事者

担当業務、氏名、生年月日記載

(4) 健康診断書

現地作業に係る全ての従事者

検査結果が 6 ヶ月以内のもの、業務期間中に前回検査日から 6 ヶ月以上となった場合は再度検査を行い、検査結果を提出すること。

検査項目：4 項目（赤痢菌、サルモネラ菌、出血性大腸菌、病原性大腸菌）

(5) 点検報告書

報告期日：当月の点検実施分を翌月の第 1 週日までに提出

写真撮影：水源地清掃、除草作業は作業写真着工前・中・後の写真を撮影すること。

同一施設で月に複数回点検を行った場合はその回数分作成

なお、緊急を要する場合は都度監督員へ連絡を行うこと。

(6) 作業の事前連絡

作業前 2 日前までに、監督員へ作業日の連絡を行うこと。

なお、計画日程通りに作業を行う場合は連絡不要です。

天候等で急遽作業を中止する場合も同様に連絡を行うこと。

(5) 年間実績の提出

月ごとの点検報告書データをエクセル形式にて提出すること。

(その他)

- (1) 事前に図面等で作業場所の周辺状況を把握し、必要な資料等を準備するとともに作業中も携帯する。
- (2) 作業場所の周囲や、水道施設等に損傷を与えないよう十分留意する。
- (3) 道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃する。
- (4) 作業時間は、委託者の執務時間内に行うことを原則とする。

(守秘義務)

当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(施設の一般管理)

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。

(安全管理)

- (1) 水道施設での作業にあたっては水道法等関連法令を遵守し、衛生管理に留意する。
- (2) 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受ける。

(疑義等)

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。